答 弁 第 二 二 号昭和五十九年七月十三日受領

内閣衆質一〇一第二二号

昭 和 五十九年七月十三日

内 閣 総 理大 臣 中 曽 根 康

弘

衆 議 院 議 長 福 永 健 司 殿

衆議院議員稲葉誠一 君提出「憲法」 「靖国神社」 問題に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付す

る。

衆 議 院 議 員 稲 葉 誠 君提 出 「憲法」・「靖 玉 神社」 問題 に関する質問 に 対する答 弁書

一及び二について

** \ ずれも自由民主党靖国問題小委員会見解の内容にかかわる御質問であり、 内閣として答弁

することは差し控えたい。

な お、「占領政 策 \bigcirc 再 検 討 を内閣が 行つている事実はない。

三及び四について

憲 法で禁止されてい る 事 柄 \mathcal{O} 意 味 水が必ず ĺ も明 5 か で は な V) が、 玉 又は そ 0) 機 関 \mathcal{O} 活 動 に

0 **,** \ て 0) 御 質 問であ るとす ħ ば、 国 又 は そ \mathcal{O} 機 関 は 憲 法 に 違反することは許されな ζ, 0) で あ る

から、憲法の各規定に違反する行為はすべてこれに当たる。

また、 国又はその機関がある行為をするのに根拠となる法律の規定が必要とされる場合にお

1 て、 その ような 法 律が ない ときは、 玉 又 は そ 0) 機 関 はそ の行為をすることが でき ない。

五について

憲 法 解 釈上政府 が合憲とも違憲とも断定 してい ないが違 憲ではない かとの 疑い をなお否定で

きな ζ`\ とし てい るものとして、 国務大臣 が国務大臣としての資格で行う靖国神 社 · 参 拝 \mathcal{O} 間 題 が

あ り、 これ についての疑義は、 それが憲法第二十条第三項の 「宗教的活動」 に当たらない かとい

うことである。

六について

1 内 閣 総 理 大 臣 そ 0 他 \mathcal{O} 玉 務 大 臣 が 玉 務 大 臣 とし て の資 格 で 靖 玉 神 社 に 参拝、 す る ١ ر わ ゆ る

公 式 参 拝 間 題 に つい 7 0) 政 府 \mathcal{O} 統 見 解 は、 昭 和 五十三年十月十七 日 及 び 昭 和 五. + 五. 年 +

月 十 七 日 に出されており、 この二つの政府 統 一見 解 は、 現 在 も変更されてい な \ \ \ \

2 靖国 神社の 「国家護持」とは、 国が靖国神社の運営について、 参与し、 又は国費を支出する

た ことを意 85 に は 味 することが 靖 玉 神 社 が 多 宗 į, 教 性 と考え をなくすることが るが、 こ の ような意 必要で 味 あ で ると考える。 0) 靖 玉 神 社 0) (昭 玉 家 和 五. 護 + 持 五. を 年 玉 十 が 月二 行 う

十八日付け内閣衆質九三第三号答弁書参照)

3 寸 体 公式参拝」 に公公 玉 家 \mathcal{O} 護 財 持 産 は、 を支 が 出し 憲法第二十条第三 2で述べた意味であるとすれば、 又は利用させることを禁止 項 の禁止する宗教的活動との関係で問題となる した憲法第八十九条との関 国家護持につい 7 は、 同 項 係 0 が ほ 問 か、 題 のに対 とな 宗教

ると考える。

七について

日 本 を代表する者」 *(*) 意味 が 必ずし ŧ 明 5 か では な ** \ が、 般 的 に 我 が 玉 | |を対 外的 に代表 す

る国家機関ということであれば、 憲法 は、 それについ て特に明示 して 1 ない。

国家を代表する者」 が国家を対外的に代表する国家機関を意味するものとしても、 元 首 ー の 概

念には、 いろいろな考え方があり、 「元首」と「国家を代表する者」 とが同一 概念かどうかは、 元

首の概念をどのように考えるかによつて異なることになる。

国民主権」とは、国の意思の最終的かつ最高の決定者が国民であることを意味すると考える

が、 このような国民主権と元首の関係については、元首の概念をどのように考えるかにもよる

が、 一 般的にいえば、両者は 相対立するものではないと考える。

右答弁する。